



飼養衛生管理基準のポイント 第 8 号

令和 3 年 6 月 9 日

～ I-7 衛生管理区域の設定 ～

こんにちは、県南家畜保健衛生所です。
今回は、「7 衛生管理区域の設定」についてです。

(基準本文)

7 農場に、病原体の侵入及びまん延防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域の境界を柵等によって分け、両区域の場所が明確に分かるようにすること。衛生管理区域は、家きん舎、家きんに直接接触する物品の保管場所並びに家きんに直接接触した者が消毒並びに衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲の全てを網羅すること。また、衛生管理区域の設定にあたっては、出入口の数が必要最小限となり、家きん、資材、死体等の持込み又は持出し場所が可能な限り境界に位置するよう設定すること



了解！

「衛生管理区域」については、わかっている
じゃろうから、今回は設定のポイントをさら
いして、改めて見直してみしてほしいんじゃ！



ポイントは3つじゃ！

1つ目は「**区域の境界が誰にでも分かるようにすること**」じゃ。
「誰にでも」じゃ。荷物や郵便の配達、近所の人でもわかるよう
に、人が出入りできそうな境界部分には、看板や杭・柵などの境
界物を置くんじゃ。図面上の設定だけでは意味がないぞ。



2つ目は「**飼料や資材、死体、排泄物の保管場所など飼養管理に
関する全ての施設が区域内に設定されていること**」じゃ。

区域への出入りには**専用靴の交換や消毒が必要**じゃから、それら
の**作業導線も考えて設定**するんじゃ。



3つ目は「**持込み・持出しが必要なものの場
所をなるべく区域の端に設定すること**」じゃ。

区域の外側から作業できれば**外部の人が入る
機会が減る**し、入っても**区域内で移動する範囲
を少なく**できるじゃろ。



なるほどね。
もう1度見
直してみよ
うかな。



何かご不明な点等ございましたら、下記まで御連絡ください

岩手県県南家畜保健衛生所 担当：中小家畜課

Tel : 0197-23-3531 FAX : 0197-23-3593

E-mail : CE0003@pref.iwate.jp

